

インターネット約款 新旧対照表

旧		新																																					
<p>第2条（約款の変更） （略） 2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヵ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 （略）</p>		<p>第2条（約款の変更） （略） 2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヵ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 （略）</p>																																					
<p>第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>回線相互接続</td> <td>電気通信事業法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金等</td> <td>別に定める料金表に記載する、プラン種別およびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金</td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>別に定める料金表に記載する、プラン種別およびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金</td> </tr> <tr> <td>当社グループ</td> <td>株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田</td> </tr> </tbody> </table>		用語	用語の意味	（略）		電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 電気通信事業法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者	（略）		回線相互接続	電気通信事業法 第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること	（略）		料金等	別に定める料金表に記載する、プラン 種別 およびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金	利用料金	別に定める料金表に記載する、プラン 種別 およびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金	当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田	<p>第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>回線相互接続</td> <td>法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金等</td> <td>別に定める料金表に記載する、プランおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金 （「利用料金」の後ろへ順番変更）</td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>別に定める料金表に記載する、プランおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金</td> </tr> <tr> <td>当社グループ</td> <td>株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん</td> </tr> </tbody> </table>		用語	用語の意味	（略）		電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者	（略）		回線相互接続	法 第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること	（略）		料金等	別に定める料金表に記載する、プランおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金 （「利用料金」の後ろへ順番変更）	利用料金	別に定める料金表に記載する、プランおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金	当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、 株式会社KCNなんたん
用語	用語の意味																																						
（略）																																							
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 電気通信事業法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者																																						
（略）																																							
回線相互接続	電気通信事業法 第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること																																						
（略）																																							
料金等	別に定める料金表に記載する、プラン 種別 およびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金																																						
利用料金	別に定める料金表に記載する、プラン 種別 およびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金																																						
当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田																																						
用語	用語の意味																																						
（略）																																							
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者																																						
（略）																																							
回線相互接続	法 第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること																																						
（略）																																							
料金等	別に定める料金表に記載する、プランおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金 （「利用料金」の後ろへ順番変更）																																						
利用料金	別に定める料金表に記載する、プランおよびオプションサービスの月額利用料、工事費用、手数料などの料金																																						
当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、 株式会社KCNなんたん																																						
<p>第4条（サービスの種類とプラン種別） 本サービスにより提供するサービスの種類は次のとおりになります。 （略） なお、プラン種別および料金は別に定める料金表によります。 （略）</p>		<p>第4条（サービスの種類とプランの種別） 本サービスにより提供するサービスの種類は次のとおりになります。 （略） なお、プランの種別および利用料金は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 （略）</p>																																					
<p>第5条（オプションサービスの種別） 本サービスにおけるオプションサービスの種別については、別に定める料金表に記載のとおりとします。</p>		<p>第5条（オプションサービスの種別） 本サービスにおけるオプションサービスの種別および料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。</p>																																					
<p>第7条（加入契約の単位） 加入契約の締結は、サービスの種類ごとに定めます。 （1）第1種インターネット接続サービスは、加入者回線1回線につき1の第1種加入契約を締結します。この場合、加入者は1の第1種加入契約につき1人に限ります。ただし、加入者回線1回線により加入する世帯が2世帯以上となる場合には、加入契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とする）毎とします。 （略）</p>		<p>第7条（加入契約の単位） 加入契約の締結は、サービスの種類ごとに定めます。 （1）第1種インターネット接続サービスは、加入者回線1回線につき1の第1種加入契約を締結します。この場合、加入者は1の第1種加入契約につき1人に限ります。ただし、加入者回線1回線により加入する世帯が2世帯以上となる場合には、加入契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。）毎とします。 （略）</p>																																					

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第8条 (加入契約の申込み) 申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出します。 (1) 申込者の住所および氏名、または所在地、商号および代表者 (2) 利用を希望するサービスの種別、プラン種別およびオプションサービスの種別 (3) その他必要事項 (略)</p>	<p>第8条 (加入契約の申込み) 申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出します。 (1) 申込者の住所および氏名、または所在地、商号および代表者 (2) 利用を希望するサービスの種類、プランおよびオプションサービス (3) その他必要事項 (略)</p>
<p>第9条 (申込みの承諾) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。 (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合 (2) 申込者および申込者と生計を同一にする者が、過去に当社（および当社グループ企業を含む。以下本項において同じ。）の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合 (3) 申込者および申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中、利用休止中、利用停止中である場合 (4) 申込者および申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合 (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合 (6) 加入者回線の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難なとき (7) 申込者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合 (8) その他、当社の業務遂行上著しい支障がある場合 2. 当社は、契約の成立後当社の定める方法により、その契約内容を通知します。</p>	<p>第9条 (申込みの承諾) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。 (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合 (2) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社（および当社グループ企業を含みます。以下本項において同じ。）の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合 (3) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中または利用停止中である場合 (4) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合 (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合 (6) 加入者回線の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難である場合 (7) 申込者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合 (8) その他、当社の業務遂行上支障がある場合 2. 当社は、契約の成立後当社の定める方法により、その契約内容を通知します。</p>
<p>第11条 (加入申込書記載事項の変更) 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を請求できます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。 3. 当社は、第1項および第2項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。 4. 第1項および第2項に規定する各請求の受付は、必要な提出書類を当社が受理したときに成立します。ただし、各変更の請求においては当社が別途定める日に準じ、当該契約変更日として取り扱います。ただし、第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。 5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求および通知ができます。</p>	<p>第11条 (契約事項の変更) 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を請求することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。 3. 当社は、第1項および第2項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。 4. 第1項および第2項に規定する各請求の受付は、必要な提出書類を当社が受理したときに成立します。ただし、各変更の請求においては当社が別に定める日に準じ、当該契約変更日として取り扱います。ただし、第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。 5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求をすることができます。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第12条 (名義変更) 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。 (1) 個人加入者が死亡した場合で、当該加入者の相続人の名義に変更する <u>とき</u> (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する <u>とき</u> (3) 2親等以内の家族の名義に変更する <u>とき</u> (旧加入者の同意書を添付するものとします。) (4) 本サービスの加入権を付した建物において加入者が転出・転入する場合 (5) 当社が特に認めた場合 (略)</p>	<p>第12条 (名義変更) 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。 (1) 個人加入者が死亡した場合で、当該加入者の相続人の名義に変更する <u>場合</u> (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する <u>場合</u> (3) 2親等以内の家族の名義に変更する <u>場合</u> (旧加入者の同意書を添付するものとします。) (4) 本サービスの加入権を付した建物において加入者が転出・転入する場合 (5) 当社が特に認めた場合 (略)</p>
<p>第14条 (設置場所の変更) 加入者は、<u>加入者施設および当社施設のうちの引込線</u>について、設置場所の変更を請求できます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出します。 (略)</p>	<p>第14条 (設置場所の変更) 加入者は、<u>当社施設のうちの引込線および加入者施設</u>について、設置場所の変更を請求 <u>することができます</u>。この場合、<u>当該</u>加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出します。 (略)</p>
<p>第15条 (本サービス提供の一時停止の特例) 当社は、<u>ウイルス</u>攻撃、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止 (その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ <u>とします</u>。) を行うことがあります。</p>	<p>第15条 (本サービス提供の一時停止の特例) 当社は、<u>ウイルス</u>攻撃、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止 (その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。) を行うことがあります。</p>
<p>第16条 (当社が行う本サービス提供の制限) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 (略) (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象 (以下「通信対象」といいます。) が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト (以下「リスト」といいます。) の内容に合致したとき 2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を <u>当社</u>の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 4. 当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。 5. 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。 5. 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。 (略)</p>	<p>第16条 (当社が行う本サービス提供の制限) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 (略) (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他 <u>当該</u>加入者が接続しようとする通信対象 (以下「通信対象」といいます。) が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト (以下「リスト」といいます。) の内容に合致したとき 2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対し、<u>その</u>理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対し、<u>その</u>理由および制限期間を <u>当社</u>の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 4. 当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。 5. 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。 5. 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。<u>当該制限は、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報であって、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限りです。なお、当該制限内容と直接関係のない情報についても、当該制限に伴い必要な限度で制限する場合があります。</u> (略)</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第17条（当社が行う本サービス提供の停止） （略） （3）第16条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により、<u>当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合</u> （略） （6）第49条（情報の削除等）第1項第1号から第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 （7）加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した<u>とき</u> （略） 2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>第17条（当社が行う本サービス提供の停止） （略） （3）第16条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により、<u>本サービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内に、その原因となった事由を解消しなかった場合</u> （略） （6）第49条（情報の削除等）第1項第1号から第3号<u>および第5号</u>の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 （7）加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した<u>場合</u> （略） 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、<u>その理由および停止期間を、</u>当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p>第19条（加入者が行う加入契約の解約） 加入者は毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 前項に規定する解約請求の受付は、加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の月末を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 （略） 5. プラン<u>種別</u>に応じて<u>別途</u>定める最低利用期間内に解約または特定のプラン<u>種別</u>への変更があった場合は、加入者は<u>別途</u>定める契約解除料を支払います。</p>	<p>第19条（加入者が行う加入契約の解約） 加入者は、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 前項に規定する解約請求の受付は、<u>当該</u>加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日<u>の属する月</u>の月末を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 （略） 5. プランに応じて<u>別</u>に定める最低利用期間内に解約または特定のプランへの変更があった場合は、加入者は<u>別</u>に定める契約解除料を支払います。</p>
<p>第20条（当社が行う加入契約の解除） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、加入契約を解除することができるものとします。 （略） （2）第43条（オプションサービスの制限・停止・休止）の規定により、<u>特定</u>のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該<u>制限</u>期間内にその原因となった事由を解消しない場合 （略） 2. 当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項<u>および第51条（禁止事項）</u>に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除できるものとします。 （略） 4. 当社は、第1項から第3項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 （略）</p>	<p>第20条（当社が行う加入契約の解除） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、加入契約を解除することができるものとします。 （略） （2）第43条（オプションサービスの制限・停止・休止）の規定により特定オプションサービスの利用を制限された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合 （略） 2. 当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除できるものとします。 （略） 4. 当社は、第1項から第3項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により<u>当該</u>加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 （略）</p>
<p>第21条（解約および解除後の加入者の債務および義務） 第19条（加入者が行う加入契約の解約）および第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が解約または解除された後でも、解約または<u>解約前</u>に生じた加入者の債務および負うべき義務は失効しないものとします。</p>	<p>第21条（解約および解除後の加入者の債務および義務） 第19条（加入者が行う加入契約の解約）および第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が解約または解除された後でも、解約または<u>解除前</u>に生じた加入者の債務および負うべき義務は失効しないものとします。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第22条（IDおよびパスワードの管理） 当社は、加入者にIDを付与します。加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は次のとおりになります。 （略） 2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において<u>全</u>ての責任を持つものとします。 3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。 （略）</p>	<p>第22条（IDおよびパスワードの管理） 当社は、加入者にIDを付与します。<u>当該</u>加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は次のとおりになります。 （略） 2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において<u>す</u>べての責任を持つものとします。 3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により<u>当該</u>加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。 （略）</p>
<p>第23条（料金等） 料金等は、別に定める料金表のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、工事費用、<u>事務手数料等</u>を当社に支払うものとします。 2. 加入者は料金表記載の金額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。 3. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前にホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 （略）</p>	<p>第23条（料金等） 料金等は、別に定める料金表に<u>記載</u>のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、工事費用、手数料<u>など</u>を当社に支払うものとします。 2. 加入者は、<u>料金表</u>に記載の金額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。 3. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前に<u>当社</u>ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 （略）</p>
<p>第24条（加入者の支払義務） 加入者は、その契約内容に及び、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第11条（<u>加入申込書記載事項の変更</u>）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に及び、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。 2. 料金等のうち、利用料金（<u>オプションサービスを含む</u>）の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から契約の<u>解除</u>があった日の属する月までの期間（提供を開始した月と<u>解除または廃止</u>があった月が同一の月である場合は<u>一</u>ヵ月とします。）とします。 3. 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第29条（施設の設置および費用負担）、第30条（施設の移設および費用負担）、あるいは第31条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設あるいは撤去が完了した日に発生します。 4. 第11条（<u>加入申込書記載事項の変更</u>）第1項および第44条（オプションサービスの追加および解約）の場合、利用料金の支払いについては、<u>本条</u>第2項に準じて取り扱います。 5. 第15条（本サービス提供の一時停止の特例）、第16条（当社が行う本サービス提供の制限）、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合の<u>当該</u>期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては<u>本条</u>第2項に準じて取り扱います。 6. 第18条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。 7. 前各項にかかわらず、加入者の責めによらない事由により、本サービスを<u>全く</u>利用<u>出来ない</u>状態が生じた場合で、かつ当社がこのことを認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し（端数切り捨て）、その日数に対応する利用料金の支払い義務を<u>免じます</u>。</p>	<p>第24条（加入者の支払義務） 加入者は、その契約内容に及び、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第11条（<u>契約事項の変更</u>）の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、<u>当該</u>加入者は変更後の契約内容に及び、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。 2. 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から契約の<u>解約、解除または廃止</u>があった日の属する月までの期間（提供を開始した月と<u>解約、解除または廃止</u>があった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。）とします。 3. 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第29条（施設の設置および費用負担）、第30条（施設の移設および費用負担）、あるいは第31条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設あるいは撤去が完了した日に発生します。 4. 第11条（<u>契約事項の変更</u>）第1項および第44条（オプションサービスの追加および解約）の場合、利用料金の支払いについては、第2項に準じて取り扱います。 5. 第15条（本サービス提供の一時停止の特例）、第16条（当社が行う本サービス提供の制限）、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合<u>における</u>当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては第2項に準じて取り扱います。 6. 第18条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。 7. 前各項の<u>定め</u>にかかわらず、加入者の責めによらない事由により、本サービスを<u>まったく</u>利用<u>できない</u>状態が生じ、かつ当社がこのことを認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、<u>対象となる加入者に対し</u>、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し（端数切り捨て）、その日数に対応する利用料金の支払い義務を<u>免ずるものとします</u>。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第26条 (料金等の請求時期および支払期限等) (略)</p> <p>3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た<u>上</u>で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p>	<p>第26条 (料金等の請求時期および支払期限等) (略)</p> <p>3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た<u>う</u>えで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p>
<p>第27条 (加入契約終了に伴う<u>料金等</u>の精算方法) 第19条 (加入者が行う加入契約の解約) および第20条 (当社が行う加入契約の解除) の規定により、月の途中で加入契約が解除されたときは、<u>料金等</u>は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p> <p>2. ドコモ光タイプCへ移行するために、加入者が月の途中で加入契約を解約する場合、利用終了日の属する月の<u>サービス種別</u>にかかる月額利用料金は、前項の定めにかかわらず解約日までの日割り計算により算定します。</p>	<p>第27条 (加入契約終了に伴う<u>利用料金等</u>の精算方法) 第19条 (加入者が行う加入契約の解約) および第20条 (当社が行う加入契約の解除) の規定により、月の途中で加入契約が<u>解約または解除</u>されたときは、<u>利用料金</u>は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p> <p>2. ドコモ光タイプCへ移行するために、加入者が月の途中で加入契約を解約する場合、利用終了日の属する月の<u>プラン</u>にかかる月額利用料は、前項の定めにかかわらず解約日までの日割り計算により算定します。</p>
<p>第28条 (遅延損害金および督促手数料) (略)</p> <p>2. 当社は、加入者が料金その他の債務 (遅延損害金を除きます。) について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知 (料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます。) を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p>	<p>第28条 (遅延損害金および督促手数料) (略)</p> <p>2. 当社は、加入者が<u>料金等</u>その他の債務 (遅延損害金を除きます。) について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知 (<u>料金等</u>その他の債務の支払いを求める行為をいいます。) を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p>
<p>第29条 (施設の設置および費用負担) 2. 加入者は<u>加入者施設 (当社貸与品を除く)</u>を所有し、加入者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。 (略)</p> <p>5. 集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を出力端子<u>より先の</u>施設とします。出力端子<u>までの</u>施設については、集合住宅一括導入契約の定めによります。</p> <p>6. 加入者は、加入者の各種変更の希望により <u>当社施設および加入者施設</u>に工事を要する場合には、その費用を負担します。</p>	<p>第29条 (施設の設置および費用負担) 2. 加入者は、<u>当社貸与品を除く加入者施設</u>を所有し、加入者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。 (略)</p> <p>5. 集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を、出力端子<u>以降の</u>施設とします。出力端子<u>以前の</u>施設については、集合住宅一括導入契約の定めによります。</p> <p>6. 加入者は、<u>当該</u>加入者の各種変更の希望により <u>本施設</u>に工事を要する場合には、その費用を負担します。</p>
<p>第30条 (施設の移設および費用負担) 当社が第14条 (設置場所の変更) 第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により <u>本施設等</u>を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の <u>当社施設および加入者施設</u>の移設に要する費用を負担します。</p> <p>2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の責任において、復旧作業を実施することとします。</p>	<p>第30条 (施設の移設および費用負担) 当社が、第14条 (設置場所の変更) 第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により <u>当社施設および当社貸与品等</u>を移設します。この場合、<u>当該</u>加入者は引込端子以降の <u>本施設</u>の移設に要する費用を負担します。</p> <p>2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、<u>当該</u>加入者の責任において、<u>その</u>復旧作業を実施することとします。</p>
<p>第31条 (施設の撤去および費用負担) 第19条 (加入者が行う加入契約の解約) および第20条 (当社が行う加入契約の解除) の規定により加入契約が終了したときは、当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとし、この場合、加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。</p> <p>2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の費用と責任において、復旧作業を実施することとします。</p>	<p>第31条 (施設の撤去および費用負担) 第19条 (加入者が行う加入契約の解約) および第20条 (当社が行う加入契約の解除) の規定により加入契約が終了したときは、当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとし、この場合、<u>当該</u>加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。</p> <p>2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、<u>当該</u>加入者の費用と責任において、<u>その</u>復旧作業を実施することとします。</p>
<p>第32条 (施設の維持管理) 当社は、当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第18条 (当社が行う本サービス提供の休止) 第1項の規定により、本サービスの提供が休止することがあることを<u>承認します。</u></p>	<p>第32条 (施設の維持管理) 当社は、当社施設<u>および当社貸与品</u>について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設<u>および当社貸与品</u>の維持管理の必要上、第18条 (当社が行う本サービス提供の休止) 第1項の規定により、本サービスの提供を休止することがあることを承認<u>するものと</u>します。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第33条 (加入者の維持責任) (略) 2. 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合または加入者施設を亡失もしくは破損した場合は、加入者はその修復に要する費用を負担します。</p>	<p>第33条 (加入者の維持責任) (略) 2. 加入者の故意または過失により、当社施設に故障が生じた場合または加入者施設を亡失もしくは破損した場合は、<u>当該</u>加入者はその修復に要する費用を負担します。</p>
<p>第35条 (便宜の供与) 加入者は、当社により本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。</p>	<p>第35条 (便宜の供与) 加入者は、当社により本施設の検査、修復等を行うために、<u>当該</u>加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。</p>
<p>第36条の2 (施設の検査) 当社は、加入者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。 2. 前項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者はその自営端末設備もしくは、自営電気通信設備を加入者回線等から取り外すものとします。</p>	<p>第36条の2 (施設の検査) 当社は、加入者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることを求めることがあります。この場合、<u>当該</u>加入者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。 2. 前項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、<u>当該</u>加入者はその自営端末設備もしくは、自営電気通信設備を加入者回線等から取り外すものとします。</p>
<p>第37条 (異常が生じた場合の取り扱い) 本サービスに異常が生じた場合、加入者は加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。 2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。 3. 第1項の調査の結果、異常や故障が加入者の責めによる事由であった場合または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、加入者はその調査または本施設の修復に要する費用を負担します。</p>	<p>第37条 (異常が生じた場合の取り扱い) 本サービスに異常が生じた場合、加入者は<u>当該</u>加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の<u>うえ</u>、当社に通知するものとします。この場合、当社は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、<u>当該</u>加入者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。 2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。 3. 第1項の調査の結果、異常や故障が<u>当該</u>加入者の責めによる事由であった場合または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、<u>当該</u>加入者はその調査または本施設の修復に要する費用を負担します。</p>
<p>第38条 (修理または復旧の順位) 当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その<u>一部または全部</u>を修理または復旧することができないときは、法および施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。</p>	<p>第38条 (修理または復旧の順位) 当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その<u>全部または一部</u>を修理または復旧することができないときは、法および<u>事業法</u>施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第39条（端末機器） 加入者は、1契約につき1台の端末機器を当社より貸与を受けることができます。</p> <p>2. 第1項により、加入者が当社より貸与を受ける端末機器については、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講じます。なお、加入者が端末機器を本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、加入者は端末機器の交換を請求できません。</p> <p>3. 第1項により、当社より端末機器の貸与を受ける加入者は、第19条（加入者が行う加入契約の解約）第2項および第20条（当社が行う加入契約の解除）第5項に定める利用終了日、ならびに第11条（加入申込書記載事項の変更）第4項に規定する契約変更日に当社に端末機器を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により端末機器を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>4. 加入者は、当社が必要に応じて行う端末機器のバージョンアップ作業の実施に同意します。</p>	<p>第39条（端末機器） 加入者は、1契約につき1台の端末機器を当社より貸与を受けることができます。</p> <p>2. 前項の規定により、加入者が当社より貸与を受ける端末機器については、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講じます。ただし、当該加入者が端末機器を本来の用法に従って使用しなかった場合や、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、加入者は端末機器の交換を請求できません。</p> <p>3. 第1項の規定により、当社より端末機器の貸与を受ける加入者は、第19条（加入者が行う加入契約の解約）第2項および第20条（当社が行う加入契約の解除）第5項に定める利用終了日、ならびに第11条（契約事項の変更）第4項に規定する契約変更日に、当社に端末機器を返還するものとします。ただし、当該加入者が故意または過失により端末機器を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、当該加入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>4. 加入者は、当社が必要に応じて行う端末機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。</p>
<p>第42条（オプションサービス利用の申込み） 加入者は、第5条（オプションサービスの種別）に規定するオプションサービス種別の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は当社の定める方法により、当社に申し込むものとします。</p> <p>2. 加入者は、プラン種別を申し込むことなくオプションサービス種別のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するプラン種別により、特定のオプションサービスを申し込みできない場合があります。なお、申込みの可否については、別に定めます。</p> <p>3. 当社は、第9条（申込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 （略）</p>	<p>第42条（オプションサービス利用の申込み） 加入者は、第5条（オプションサービスの種別）に規定するオプションサービスを申し込むことができます。この場合、当該加入者は当社の定める方法により、当社に申し込むものとします。</p> <p>2. 加入者は、プランを申し込むことなくオプションサービスのみを申し込むことはできません。また、加入者の利用するプランにより、特定のオプションサービスを申し込みできない場合があります。なお、申込みの可否については、別に定めます。</p> <p>3. 当社は、第9条（申込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 （略）</p>
<p>第43条（オプションサービスの制限・停止・休止） 第16条（当社が行う本サービス提供の制限）、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）、第18条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定については、オプションサービスについても準用します。</p>	<p>第43条（オプションサービスの制限・停止・休止） 第16条（当社が行う本サービス提供の制限）、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）および第18条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定については、オプションサービスについても準用します。</p>
<p>第44条（オプションサービスの追加および解約） 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出するものとします。</p>	<p>第44条（オプションサービスの追加および解約） 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出するものとします。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第45条（オプションサービスの廃止） 当社は、都合により特定のオプションサービス種別を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。 2. 当社は、前項の場合には当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p>	<p>第45条（オプションサービスの廃止） 当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。 2. 当社は、前項の場合には、<u>当該加入者に対し</u>当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p>
<p>第49条（情報の削除等） 当社は、加入者による本サービスの利用が第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。 （1）第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当する行為をやめるよう要求すること （2）他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求すること （3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求すること （4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部<u>もしくは</u>一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと <u>（追加）</u> （略）</p>	<p>第49条（情報の削除等） 当社は、加入者による本サービスの利用が第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。 （1）第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当する行為をやめるよう要求すること （2）他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求すること （3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求すること （4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部<u>または</u>一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと <u>（5）第55条（連絡受付体制の整備について）に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求すること</u> （略）</p>
<p>第51条（禁止事項） 加入者は、本サービスの利用にあたり、当社が<u>別途</u>定める「インターネット接続サービスご利用上のご注意」に規定する禁止行為を行うことができません。</p>	<p>第51条（禁止事項） 加入者は、本サービスの利用にあたり、当社が<u>別に</u>定める「インターネット接続サービスご利用上のご注意」に規定する禁止行為を行うことができません。</p>
<p>第52条（加入者の義務） 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。 （1）加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する<u>全て</u>のネットワークの規則に従うこと （2）加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて<u>全て</u>の責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと <u>2.</u> 加入者は、本約款の認める範囲において加入者の利用権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守させる責任を負います。 <u>3.</u> 加入者は、当社の承諾を得ることなく、他者が本サービスを利用できる状態にしないこととします。 <u>（追加）</u></p>	<p>第52条（加入者の義務） 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。 （1）加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する<u>すべて</u>のネットワークの規則に従うこと （2）加入者は、当社のサーバ内に保管された<u>当該加入者の</u>データについて<u>すべて</u>の責任を持ち、そのデータのバックアップは<u>当該加入者の</u>責任において行うこと <u>（第3項へ移動）</u> <u>2.</u> 加入者は、当社の承諾を得ることなく、他者が本サービスを利用できる状態にしないこととします。 <u>3.</u> 加入者は、本約款の認める範囲において<u>当該加入者の</u>利用権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守させる責任を負います。 <u>4.</u> <u>前項の場合、本サービスを利用する者が第51条（禁止事項）に規定する禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社が損害を被った場合、当社は、当該利用者の行為を加入者の行為とみなして取り扱います。</u></p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第53条（コンテンツ） 加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成およびアップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しません。 2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの<u>一部または全部</u>の修正あるいは削除を加入者に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの<u>一部または全部</u>を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行う事なく、加入者のコンテンツの<u>一部または全部</u>を削除できるものとする</p>	<p>第53条（コンテンツ） 加入者が、当社サーバ内に開設した<u>当該</u>加入者のホームページで発信する情報の作成およびアップデートは、別途契約による場合を除き、<u>当該</u>加入者が行うものとし、当社は一切関係しません。 2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの<u>全部または一部</u>の修正あるいは削除を<u>当該</u>加入者に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、<u>当該</u>加入者のコンテンツの<u>全部または一部</u>を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行う事なく、<u>当該</u>加入者のコンテンツの<u>全部または一部</u>を削除できるものと<u>します。</u></p>
<p>第54条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） 加入者は、本サービスを利用することにより、青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「特定<u>サーバー</u>管理者」という。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。 2. 加入者は、本サービスを利用することにより、特定<u>サーバー</u>管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を<u>除く</u>。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。 (略)</p>	<p>第54条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） 加入者は、本サービスを利用することにより、青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「特定<u>サーバ</u>管理者」といいます。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。 2. 加入者は、本サービスを利用することにより、特定<u>サーバ</u>管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を<u>除きます</u>。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。 (略)</p>
<p>第55条（連絡受付体制の整備について） 加入者は、本サービスを利用することにより、特定<u>サーバー</u>管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。 (略) なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに加入者は十分留意するものとします。 (略)</p>	<p>第55条（連絡受付体制の整備について） 加入者は、本サービスを利用することにより、特定<u>サーバ</u>管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。 (略) なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに<u>当該</u>加入者は十分留意するものとします。 (略)</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第56条（損害賠償の免責および特約事項） 当社が、本サービスの提供を制限、停止、廃止、廃止、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。 (略)</p> <p>6. 第19条（加入者が行う加入契約の解約）および第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により加入契約が解除された場合はこの限りではありません。</p> <p>7. 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。</p> <p>8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第46条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する端末機器等と電気信号による通信を行うことができます。</p> <p>9. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。</p> <p>10. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。</p> <p>11. 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p>	<p>第56条（損害賠償の免責および特約事項） 当社が、<u>第16条（当社が行う本サービス提供の制限）、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）、第18条（当社が行う本サービス提供の休止）および第57条（本サービスの廃止）の規定により</u>、本サービスの提供を制限、停止、休止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された<u>当該</u>加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、<u>当該</u>加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。 (略)</p> <p>6. 第19条（加入者が行う加入契約の解約）および第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が<u>解約または解除</u>されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により加入契約が解除された場合はこの限りではありません。</p> <p><u>(順番変更)</u></p> <p>7. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第46条（個人情報）の規定を遵守した<u>うえ</u>で、加入者の使用する端末機器等と電気信号による通信を行うことができます。</p> <p>8. 当社は、<u>加入者</u>に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。</p> <p>9. 当社は、<u>本サービス</u>に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。</p> <p>10. 当社は、<u>本約款</u>等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下<u>本条</u>において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p> <p>11. 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第56条の2（注意喚起） 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号、以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（<u>事業法</u>第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続する加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>	<p>第56条の2（注意喚起） 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号、以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（<u>法</u>第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続する加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>
<p>第57条（本サービスの廃止） 当社は、業務上の都合により本サービスの<u>一部および全部</u>を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。 2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により<u>本サービスを廃止する旨</u>を告知します。 3. 当社は、都合により特定のサービスの種類およびプラン<u>種別</u>を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第11条（<u>加入申込書記載事項の変更</u>）第1項の規定に基づき別のサービスの種類およびプラン<u>種別</u>への変更を請求できます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該サービスの種類およびプラン<u>種別</u>を廃止する日をもって当該加入者との加入契約を解除します。 4. 当社は、前項の場合には、当該サービス<u>種別</u>およびプラン<u>種別</u>を利用する加入者に対し当該サービス<u>種別</u>およびプラン<u>種別</u>を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により<u>当該サービス種別およびプラン種別を廃止する旨</u>を告知します。 <u>（追加）</u></p>	<p>第57条（本サービスの廃止） 当社は、業務上の都合により本サービスの<u>全部または一部</u>を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。 2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、<u>当社ホームページ上での掲載等</u>、当社の定める方法により<u>その旨</u>を告知します。 3. 当社は、都合により特定のサービスの種類およびプランを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第11条（<u>契約事項の変更</u>）第1項の規定に基づき、<u>別のサービスの種類およびプランへの変更を請求することができます</u>。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該サービスの種類およびプランを廃止する日をもって当該加入者との加入契約を解除<u>するもの</u>とします。 4. 当社は、前項の場合には、当該サービス<u>の種類</u>およびプランを利用する加入者に対し当該サービス<u>の種類</u>およびプランを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により<u>その旨</u>を告知します。 <u>5. 第2項および第4項について、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第61条（定めなき事項） 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<u>上</u>、解決に当たるものとします。</p>	<p>第61条（定めなき事項） 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<u>うえ</u>、解決に当たるものとします。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新																
<p>付則</p> <p><u>この約款</u>実施の際、現に近鉄ケーブルネットワークインターネットサービス契約約款（平成8年4月1日実施。以下「旧約款」といいます。）の規定により下記の表の左欄の契約を当社と締結している者は、<u>この約款</u>実施日において、その契約に代えて、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。</p> <p>（略）</p> <p>2. <u>この約款</u>実施前に、旧約款の規定に基づき、支払いまたは支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3. <u>この約款</u>実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、<u>この約款</u>中にこれに相当する規定があるときは、<u>この約款</u>の規定に基づいて行ったものとみなします。</p> <p>4. <u>この約款</u>実施の際、現に旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、<u>この約款</u>中にこれに相当する規定があるときは、<u>この約款</u>の規定に基づいて提供しているものとみなします。</p> <p>5. 当社は、特に必要がある場合には、<u>この約款</u>に特約を付することができるものとします。</p> <p>6. 法人向けサービスの契約については、別に定めるものとします。</p> <p>7. <u>この約款</u>実施前に、旧約款および利用申込等に基づいて締結した「利用契約」は、本約款における「加入契約」と読み替えて適用します。</p> <p>8. 本約款は<u>2022年7月1日</u>より施行します。</p>	<p>付則</p> <p><u>本約款</u>実施の際、現に近鉄ケーブルネットワークインターネットサービス契約約款（平成8年4月1日実施。以下「旧約款」といいます。）の規定により下記の表の左欄の契約を当社と締結している者は、<u>本約款</u>実施日において、その契約に代えて、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。</p> <p>（略）</p> <p>2. <u>本約款</u>実施前に、旧約款の規定に基づき、支払いまたは支払わなければならない電気通信サービスの料金<u>等</u>その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3. <u>本約款</u>実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、<u>本約款</u>中にこれに相当する規定があるときは、<u>本約款</u>の規定に基づいて行ったものとみなします。</p> <p>4. <u>本約款</u>実施の際、現に旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、<u>本約款</u>中にこれに相当する規定があるときは、<u>本約款</u>の規定に基づいて提供しているものとみなします。</p> <p>5. 当社は、特に必要がある場合には、<u>本約款</u>に特約を付することができるものとします。</p> <p>6. 法人向けサービスの契約については、別に定めるものとします。</p> <p>7. <u>本約款</u>実施前に、旧約款および利用申込等に基づいて締結した「利用契約」は、本約款における「加入契約」と読み替えて適用します。</p> <p>8. 本約款は<u>2023年4月3日</u>より施行します。</p>																
<p>【インターネット接続サービス料金表】</p> <p>（表1-1）第1種インターネット接続サービスのプラン種別</p>	<p>【インターネット接続サービス料金表】</p> <p>（表1-1）第1種インターネット接続サービスのプランの種別</p>																
<p>（戸建て用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>プラン</u>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考	（略）				<p>（戸建て用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種別		月額利用料	備考	（略）			
<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考														
（略）																	
種別		月額利用料	備考														
（略）																	
<p>（対応マンション用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>プラン</u>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考	（略）				<p>（対応マンション用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種別		月額利用料	備考	（略）			
<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考														
（略）																	
種別		月額利用料	備考														
（略）																	
<p>（その他）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>プラン</u>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。</u></p> <p><u>デジタルテレビ約款に定めるサービスを合わせて契約した場合の料金については別途定めます。</u></p>	<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考	（略）				<p>（その他）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（表2）の下に移動）</u></p>	種別		月額利用料	備考	（略）			
<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考														
（略）																	
種別		月額利用料	備考														
（略）																	
<p>（表1-2）第2種インターネット接続サービスのプラン種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>プラン</u>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考	（略）				<p>（表1-2）第2種インターネット接続サービスのプランの種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種別		月額利用料	備考	（略）			
<u>プラン</u> 種別		月額利用料	備考														
（略）																	
種別		月額利用料	備考														
（略）																	

インターネット約款 新旧対照表

旧				新			
(表1-3) 第3種インターネット接続サービスのプラン種別				(表1-3) 第3種インターネット接続サービスのプランの種別			
プラン種別		月額利用料	備考	種別		月額利用料	備考
(略)				(略)			
(表2) オプションサービス				(表2) オプションサービス			
オプションサービス種別		月額利用料	備考	種別		月額利用料	備考
(略)				(略)			
追加IPアドレス		1,100円	1IPアドレスにつき	追加IPアドレス	※4	1,100円	1IPアドレスにつき
フュージョンライン光電話	※4 ※5	0円	別途定める規約によります	フュージョンライン光電話	※5 ※6	0円	別に定める規約によります
Kブロードフォン	※1 ※4	308円	別途定める規約によります	Kブロードフォン	※1 ※5	308円	別に定める規約によります
KCN ケーブルプラスSTB	※1	1,100円	1台につき 別途定める規約によります	KCN ケーブルプラスSTB	※1	1,100円	1台につき 別に定める規約によります
KCN ケーブルプラスSTB-2	※1	1,320円	1台につき 別途定める規約によります	KCN ケーブルプラスSTB-2	※1	1,320円	1台につき 別途定める規約によります
(略)				(略)			
<u>((その他) の表下から注釈を移動)</u>				<p>・別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。</p> <p><u>デジタルテレビ約款に定めるサービスを合わせて契約した場合の料金等については別途デジタルテレビ約款に定めます。</u></p> <p>※1：このサービスへの新規、変更、追加申込みはできません。 (略) <u>(追加)</u></p> <p>※4：追加できる最大IPアドレス数は3つです。ご利用いただけるプランは、<u>KCN光10ギガ、KCN光5ギガ、KCN光1ギガ、Kブロード光10G、Kブロード光1G (ギガ)、Kブロード光1G (ギガ) とく割、KCNマンション光1G、Kブロードマンションプレミアム光1G (ギガ) に限ります。</u></p> <p>※5：別途、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料が必要となります。</p> <p>※6：光電話アダプタ利用料330円が別途必要です。</p>			
<p>※1：このサービス種別への新規、変更、追加申込みはできません。 (略) <u>(追加)</u></p> <p>※4：別途、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料が必要となります。</p> <p>※5：光電話アダプタ利用料330円が別途必要です。</p>							